

(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討に関わる「中間のまとめ」に対するパブリック・コメントの概要と検討委員会の考え方について

1. パブリック・コメントの実施概要

(1) 意見募集期間

平成21年9月18日(金)から平成21年10月26日(月)まで

(2) 意見募集の周知・公表方法

1) パブリック・コメントの周知

区のお知らせ、区ホームページ

2) 公表資料の閲覧

区民情報コーナー(区役所1階)、区民活動推進課(区役所5階)、区ホームページ

(3) 意見提出方法

文書を郵送、ファックス、電子メールまたは持参により提出

(4) 意見募集の結果

パブリック・コメント意見者数1名(意見数7件)

2. 寄せられたご意見の概要及び意見に対する検討委員会の考え方

(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例について

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
1	協治(ガバナンス)の実現を希望し賛成する。	検討委員会としても、当条例を通じ、協治(ガバナンス)の推進・実現が図られることを希望しています。

協治(ガバナンス)の担い手が果たすべき責任と役割について

区民等

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
2	6月5日の検討委員会に際し、デニス・ガポールを引用され、成熟社会について「経済成長はあきらめても、生活の質の向上をあきらめない(人々が生活している社会)」との発言があったが、そのような社会に住む人達にはきっと高いインテリジェンシーが備わっていると思われる。この条例は区職員の意識改革を前提にしなければならないが、受け手の区民住民の側の相応する資質にどれだけ期待が出来るのだろうか?	検討委員会では、条例づくりにおける区民参加のプロセスを重視してきました。これまで、区民懇談会や区民フォーラムの開催などを通じ、区民の皆さんから多様なご意見を頂く中で、区職員の意識変革はもちろんのこと、区民の皆さんの自治意識の高揚・公益活動の重要性を認識しています。今後も、条例の策定・制定・運用を通して、協治(ガバナンス)の考え方を広く普及啓発するとともに、区民等と区が共有すべき協働の考え方を

<p>「民主主義とは何か？」という質問に答えられる区民住民が墨田区にどれだけいるか。法令等の策定に当たって、その受け手である市民の有様を見据えた検討が必要な時代を迎えているのではないだろうか？スローガンとかアドバルーンとしての条例づくりであれば行政の面子繕いでしかない。条例の受け手である区民住民の資質を委員会で討議する必要がある。</p>	<p>整理して、より多くの区民の皆さんに、協治（ガバナンス）や協働の考え方を十分に理解いただき、積極的にまちづくりの活動や区政に参加いただけるよう、その機会を広げていくことが重要であると考えています。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

区議会及び区長その他の執行機関

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
3	<p>骨子案と比較し、中間のまとめにおいても議会の役割についての現実的で具体的な記載は認められない。中間のまとめP20(2)区議会及び区長その他の執行機関の中で、「区議会は区政の重要事項に関する意思決定、政策の立案、執行機関の監視などの権限を持ちます。」とある。区民・住民の中でどこに権限があるかをはっきりさせた記述であるが、議会はこのガバナンス条例で、今後、議会がどのようにこの条例にかかわっていくかを考え出していかななくてはならないだろう。本来、行政と議会こそがパートナーシップを持って区民住民の幸せと安寧な日常を具現化するのではないのか？議会はこのガバナンス条例をどのように考えているのか？どのような役割を果たそうとしているのか？</p>	<p>区議会及び区長その他の執行機関は、区民等に最も身近な政府として、適正かつ公正に自主・自立の区政運営を行う役割を担うとともに、協治（ガバナンス）の担い手として区民等とともにまちづくりを行うこととしています。特に、区議会は、区政の重要事項に関する意思決定、政策の立案、執行機関の監視などの権限を持つだけでなく、区民等の意見を適切に区政に反映するとともに、議会活動について区民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めることで、自らも協治（ガバナンス）の推進の一端を担います。なお、協治（ガバナンス）の推進の基本原則である情報の共有、参加、協働については、区長その他の執行機関だけではなく、区議会もその役割を果たしながら、一体となって推進していくものです。今後の区議会における条例の審議やその後の議論の中で、区議会としてどのようにこの条例を運用するのも含め、検討されることとなると考えられます。</p>

4	<p>区民住民の意見・希望から施策が策定され、実行、実施される10年計画(基本計画)の中で、これまでおさなりにされてきた評価について明解に表明されたことは賞賛に値する。そのような中、行政運営への評価が重要であり、行政の実施評価を行政自身がするのは大変不自然であるから、自主・自発的に議会が手を上げるべきである。また評価は定期ではなく、議会内に常設し、かつ区民住民の代表も参加する事になれば、まさにガバナンスの本意そのものと言えるだろうし、この事によって議会制民主主義のもとにおけるガバナンス条例の施行となり、法理的な説明は昇華されることになる。もし議会が区民住民の後見役となれば、行政と区民住民の関係調整の立場となり、区民住民の代表である議会こそがガバナンスを主導することになるだろう。</p>	<p>行政評価は、区が何にいくらのお金を使ったかではなく、施策を実施した結果、区民の皆さんの生活や暮らしがどれくらい良くなったか、成果を重視するものです。ご指摘のとおり、行政による内部評価では限界があることから、区では、外部評価委員会を立ち上げ、よりよい行政評価のあり方について検討中です。今後、外部評価委員会からの意見等とともに行政評価の結果を区議会に報告する予定としています。ご意見の趣旨のとおり、区議会は、政策立案や執行機関を監視するなどの権限を持つことから、これまで以上にその評価にあっても重要な役割を担うものと認識しています。</p>
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

協働

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
5	<p>この条例の最大の欠陥、欠損部分は現場での行政職員と区民、住民、ボランティア等の地位の問題である。区民は行政と同様の権限を持ち得ないので、そもそも形式的には行政と区民、住民は対等である事になるかもしれないが、現実的にはありえない事である。(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討に関わる中間のまとめ骨子案p20(3)協働の推進(協働)のとおりならば問題はないが、行政施策の実施時に裏付となる法令などに精通する行政職員と区民住民が協働する場合、常に職員の指示指導で協働するとなれば行政が主になり区民住民は従となり、行政と区民は対等にならない。行政と対等な区民住民はイエスマンのみがイコールパートナーたりえる。</p>	<p>墨田区では、下町文化の息づく中、町会やボランティア団体による地域に密着したまちづくりの活動が古くから活発であり、区民等自らが主体的にまちづくりの課題解決にあたってきました。ボランティアであっても、その利用者に対する責任感や専門技術を向上する努力を続ける中、区と協力や連携の実践を積み重ねています。ご意見のとおり、執行機関が独自にもつ権限の行使を区民等と役割分担することは困難であると考えられます。しかし、協働の推進において、区民等に求められるのは行政と同様・同等の役割ではなく、地域に暮らす区民等としての視点や行動力です。そのような中、協働に適する事業等にあっては、互いの立場や得意分野を生かして、上下主従の関係ではなく、相互に</p>

	ボランティアとは大変耳障りの良い言葉だが、一皮むけば無責任な人間達と見る事になり、そんな人間達と対等な関係など考えられないという区職員側からの声が出て当然だ。	意見を言い合い、役割分担を合意して、同じ目標に向かって協力関係を構築できるものと考えています。今後、この条例を具体的に運用するために、協働に適する分野や区民等と区との役割分担、区民等と区との対等な関係のあり方など、区における協働の考え方や協働の進め方を整理する必要があり、それらを定めた「協働推進指針」の作成を提案しています。
6	法人・事業者との連携については、パートナーとして組しやすく、ガバナンス上の問題は少ないだろう。適切な利益を見たいうえでの有料サービスは普通に理解される時代になってきており、介護サービスですでに経験済みだと思う、ただし、高額化についてはやはり区民住民の代表である議会が適切な判断を下していくべきだと思う。	ご指摘のとおり、公共サービスの提供に際し、区が法人・事業者と連携する場合にあっては、議会はもとより、その質を確保するためにも適切な公共関与が必要であると考えています。

その他

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
7	最近、近隣区で多文化共生条例の制定が足踏み状態に入った事に注目している。その区の現況が日本の現実的实际であるならば、多言語多文化共生にははっきり赤のランプがついているといえる。多文化共生は世界中でうまくいっていない中、果たして日本型の多文化共生において問題はおきないと国は何を根拠に言うのだろうか？	墨田区内で生活する外国人は、全人口の約4%であり、今後も在住外国人の増加が予想される中、外国人がより身近な存在となっている一方、日本の生活になじめない外国人も数多く存在しています。このような問題を解決するため、墨田区では、外国人にとっても暮らしやすく、世界の人々と交流できる地域社会をつくるため、区民等と区との協働により、多文化共生社会の実現をめざして取り組んでいます。